

## 福祉サービス第三者評価機関「特定非営利法人福祉支援」倫理規程

### （目的）

第1条 この規程は、〔特定非営利活動法人福祉支援〕（以下「当法人」という。）が福祉サービス第三者評価事業（以下「評価」という。）を実施するうえでの倫理について必要な事項を定め、誠実かつ公正・中立な立場で評価を行うことを目的とする。

### （使命及び責任）

第2条 当法人は、福祉サービスの利用者又は家族（以下「利用者等」という。）に対しては、最適な福祉サービス提供事業者（以下「事業者」という。）を選択できるような情報を提供し、また、事業者に対しては、質の高いサービスを提供することができるよう、客観的な立場による評価を行うことにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とする。

2 当法人は、前項の使命の達成にふさわしい第三者評価機関となるべく、常に必要な技術及び知識の習得など日々研鑽するものとする。

### （公正）

第3条 当法人及び評価調査者は、評価の実施にあたり、事業者または利用者等に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって評価を実施し、その信頼を保持しようとするものとする。

### （人権の尊重）

第4条 評価調査者は、評価の実施にあたり、利用者等に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重する。

2 評価調査者が評価を実施するにあたり、評価調査者以外の者に対して協力依頼または一部の業務委託をする場合には、受託者が利用者等に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

### （窓口の設置）

第5条 当法人は、評価に関する問い合わせや苦情等に対応する窓口を設け、事業者及び利用者等に周知する。

### （評価契約の締結）

第6条 当法人及び評価調査者は、当法人及び評価調査者と事業者との間に評価の公正・中立を害するような利害関係を生じ、評価の実施に支障を来すおそれがあるときは、当該事業者と評価契約を締結しない。

### （事業者との関係）

第7条 当法人及び評価調査者は、評価契約を締結している事業者との間において、評価の公正・中立を害するような一切の利害関係を生じないものとする。

### （配慮義務）

第8条 当法人及び評価調査者は、評価の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて、事業者に業務上の不必要な負担をかけたり、不利益をもたらすようなことはしない。

### （争議等の防止）

第9条 当法人は、事業者との信頼関係を保持し、争議等がないように努め、争議等が生じたときは県に速やかに報告するとともに、早期解決にあたるものとする。

### （岩手県との関係）

第10条 当法人は、評価の実施にあたっては、評価の公正・中立を害しない限り、岩手県の指示を遵守するものとし、県が評価の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

## 附 則

この規程の施行日は、岩手県より福祉サービス第三者評価機関として認証を受けた日からとする。